

## 霧島市における情報共有システムの運用について（案）

霧島市土木工事等の情報共有システム活用試行要領に基づき適用された工事について、当面の間、下記のとおり運用するものとする。

### 1. システム利用者の構成

情報共有システムに登録する職員は下表を標準とする。

分類1	分類2	分類3	備考
発注者	監督職員	監督員	
		総括監督員	
	担当グループ長		
	担当課長		閲覧のみ
	工事契約検査課	(総括)工事監査監	閲覧のみ
受注者	主任技術者		
	現場代理人		

なお、受発注者協議により、表に記載の無い者を追加または削除することは妨げないものとする。

### 2. 使用するメールアドレスの登録

- ① 工事契約検査課のアドレスは『[kensa@city-kirishima.jp](mailto:kensa@city-kirishima.jp)』を登録してください。
- ② 担当課は利用可能なメールアドレスを通知先として登録する。また各職員については、個別の外部メールアドレスを有さないことから、ダミーアドレスを登録するものとし、下記のとおり設定することを標準とする。
  - ・ダミーアドレス設定方針  
アドレスはLGWAN メールアドレスを用いる。  
『各番号@city.kirishima.lg.jp』
- ③ 監督職員は、受注者から情報共有システム活用の協議があった際は、登録に使用するメールアドレスを通知するものとする。

### 3. その他

繰越等により、継続している工事があり、アドレス変更支障を生じる場合は、柔軟に運用することとする。